

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具

平成18年10月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	循環水ポンプ（B）オートベント弁の点検時、弁体シート面に欠損・腐食及び弁棒に曲がり認められたため、当該部品を交換	D	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）再循環弁の点検時、ボディのガスケットシール面に腐食及び駆動部ロッドカバーに破損が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	給水加熱器（5C）ドレン水位調整弁の点検時、ボディのガスケットシール面に腐食が認められたため、当該部を補修	D	
4	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）オートベント元弁の点検時、ボディ・ボンネット・フランジのガスケットシール面及び弁棒に腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
5	2号機	復水器細管洗浄装置ボール捕集器吸出弁（3台）の点検時、弁体に摺動傷が認められたため、当該弁を修理	C	2008年6月9日 再審議にて グレード変更 D → C
6	2号機	原子炉隔離時冷却系蒸気管ドレントラップの点検時、オリフィスに浸食が認められたため、当該オリフィスを交換	D	
7	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）自己潤滑水減圧ライン止め弁の点検時、ボディ・ボンネット・フランジのガスケットシール面に腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
8	2号機	タービンランド蒸気用蒸化器主蒸気入口圧力調整弁の点検時、プラグ・シートリングのシート面に浸食が認められたため、当該弁を修理	D	
9	2号機	タービン衛帯蒸気復水器ドレンタンク水位調整弁の点検時、弁棒に曲がり及びボンネット・ボディ・ボトムフランジのガスケットシール面に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
10	2号機	主タービン低圧（A）内部車室下半の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
11	2号機	復水脱塩装置制御表示盤液晶表示ユニットの点検時、表示画面の視認性不良が認められたため、バックライトを交換	対象外	
12	2号機	放射性廃棄物処理建屋換気空調設備点検時、排風機（HVE2-3B）に風量不足が認められたため、当該排風機を点検・修理	D	
13	2号機	放射性廃棄物処理建屋中央操作室において、北側扉の蝶番に緩みが認められたため、当該扉を点検・修理	D	
14	3号機	燃料交換機遠隔操作室空調用室外機において、空冷コンデンサのフィンに目詰まりが認められたため、当該フィンを点検・清掃	D	
15	4号機	制御棒駆動水圧系駆動水戻り配管点検時、113弁上流側配管サポート固定ボルトの脱落（4本中1本）が認められたため、当該ボルトを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	放射性廃棄物処理建屋除染エリア換気空調系送風機（HVS5-7）のフィルターに詰まりが認められたため、当該フィルターを交換	対象外	
17	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉冷却材浄化系循環ポンプ吐出圧力変換器のデータヘッド（水頭）値の補正值誤りが認められたため、対応検討	C	
18	5号機	可燃性ガス濃度制御系（A）フロア試運転時、流量検出配管に詰まり傾向が認められたため、当該検出配管を点検・清掃	D	
19	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉隔離時冷却系系統流量指示調節器の計器仕様表の要求精度に誤記が認められたため、対応検討	C	
20	6号機	補助ボイラ給水脱酸剤注入ポンプにおいて、制御動作不良（緩慢）が認められたため、当該ポンプの制御装置を点検・修理	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉において、補助燃焼室温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで